

平成30年度

上越市見本市等出展事業補助金

～御社で開発した技術や製品の販路開拓（見本市等出展）を支援します～

事業概要

自社開発した技術・製品の新規販路の開拓を推進するため、見本市等に出展する費用の一部を補助します。

募集期間

平成30年4月2日（月）から予算額に達するまで

補助対象者

市内で技術開発や製品の製造を行う中小企業者等のみなさんで、応募時点で納期が到来している市税を全て納付していることが必要です。

必ず、出展等申込前に申請をお願いします。

補助対象事業

事業種類	補助対象事業	補助対象経費	補助限度額等
①一般枠	上越市外、海外で開催される見本市、展示会、商談会等で、商品見本、カタログ、パネル等の展示を行う事業	会場借上料 小間料 (見本市等の主催者が定める出展料)	<ul style="list-style-type: none"> 補助率は、本事業の利用実績に応じて変わります 初回：2/3、2回目：1/2 3回目：1/3 補助回数一企業、累計3回まで補助利用可（過去の累計回数です。年度をまたいでもりセットされません） 一企業一年度1回のみ 限度額20万円 ※なお、小規模企業者については、初回の補助率2/3、2回目以降の補助率1/2となり、3回までの利用制限はありません。但し、一企業一年度1回のみです。
②新市場開拓枠 (メイド・イン上越認証品が対象) (注1)			<ul style="list-style-type: none"> 補助率2/3（固定） 一認証品毎に、3回まで補助利用可 但し、同一年度に認証を受けた複数の認証品は一つの認証品とみなします 限度額20万円 (複数の見本市をまとめて申請することはできません)

(注1)「メイド・イン上越」とは、市内の中小企業等が独自の技術、発想または地場の産品を活用するなどして、開発・製造した優れた製品・商品を「メイド・イン上越」として認証し、販路開拓・販売促進を支援する制度です。新市場開拓枠は、認証品を見本市等に展示する際に利用できます。

申請様式等

予算額に限りがありますので、申請前にお電話等で、下記までご連絡をお願いします。申請書、実績報告書については、上越市ホームページにてダウンロードできます。

◆◆提出先・問合せ先◆◆

上越市産業観光部産業振興課 上越ものづくり振興センター

〒943-0821 上越市大字土橋 1914-3 上越市市民プラザ2階

TEL 025-522-2666 FAX 025-522-2678